

上下水道料金・公営企業会計システム更新業務 実施要領等に関する質問への回答

吉川市水道事業

番号	質問箇所	頁	質問	回答
1	実施要領 第2章 事業者の選定に関する事項 2 応募資格要件 (13) 次に掲げる公的資格を有すること。	4	情報セキュリティ特記仕様書第4条に規定のとおり、ア～ウのうち、いずれか1つを保持していれば良いでしょうか。	情報セキュリティ特記仕様書のとおり、イ若しくはウのいずれかを保持していることとします。
2	実施要領 第2章 事業者の選定に関する事項 8 提案書等の受付 (2) 提案書記載事項	8	提案書は応募事業者を特定できる表現を用いないこと、と示されておりますので、会社概要の企業情報には会社名を記載しない認識でよろしいでしょうか。 また、プレゼンテーションにおいても、会社名を伏せ提案内容をご説明する認識でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
3	実施要領 第2章 事業者の選定に関する事項 10 プレゼンテーション及びヒアリング (2) 時間配分	10	プレゼンテーション時間40分の中で、システムのデモンストレーションを必ず実施したほうがよろしいでしょうか。それとも提案内容のご説明のみに注力してもよろしいでしょうか。	必須ではありませんが、応募事業者において判断して下さい。
4	基本仕様書 第2章 基本条件 3 ハードウェア構築 (6) OCR関連	6	機能要求書>料金システム機能要求書>No.289には、「納付書による消込については、OCR方式若しくはバーコードリーダー方式のいずれかにより」とあるため、OCRスキャナの代わりにバーコードリーダーでのご提案で可能と考えて問題ないでしょうか。 なお、バーコード収納方針で問題ない場合、納付書等へのOCR印字も不要になると判断してよいでしょうか。	納付書についてはお見込みの通りです。 この場合、機能要求書P13 218, 219にて量水器（検定満期メーター）の交換におけるOCRの使用を示しているため、そちらについても代替案の提案を求めます。
5	基本仕様書 第2章 基本条件 8 データ移行 (3) 会計システム（上水道事業、下水道事業、農業集落排水事業）のデータ移行	10	伝票情報はどのような形式で提供されるのでしょうか。	CSV形式で提供します。
6	機能要求書	—	本業務においてeLTX収納の対応は含まれますでしょうか。含まれる場合は想定される運用開始時期についてご提示下さい。	本業務の履行期間においてeLTX収納の対応は想定していませんが、国の動向によっては、別途協議いたします。

7	機能要求書 2 上下水道料金・給水システム共通事項機能要求書 項目1 システム全般	4	No. 24 システム利用拠点は水道課及び河川下水道課であるため、WAN回線を敷設すること。 基本仕様書第2章4(2)によれば「既設回線の利用若しくは新たに回線を構築することは、受注者に委ねる。」とあります。既設回線を利用する場合、当項目の「WAN回線を敷設すること。」は対応不要という認識でよろしいでしょうか。	WAN回線を構築するためのルーターが現行システムのリース機器であるため、必要に応じて既設NTT回線を準用することは可能ですが、WAN回線の再構築は必要です。
8	機能要求書 2 上下水道料金・給水システム共通事項機能要求書 項目3 データ移行	5	外字はございますでしょうか。ある場合は、件数をご教授下さい。	外字の使用はありません。
9	機能要求書 2 上下水道料金・給水システム共通事項機能要求書 項目4 サポート体制	5	No. 47 受注者は新システム用に独自のネットワーク構築ができること。 基本仕様書第2章4(1)によれば「水道課内ネットワーク (LAN) については、発注者の既設ネットワーク環境の利用、若しくは新たに回線を構築することは、受注者に委ねる。」とあります。既設ネットワークを利用する場合、当項目の「独自のネットワーク構築ができること。」は対応不要という認識でよろしいでしょうか。	既設NTT回線及び庁舎内の配線において必要に応じて準用することは可能ですが、ルーターの手配及びVPN再設定等が必要であり、独自ネットワークの構築は必要です。
10	機能要求書 3 上下水道料金システム機能要求書 操作性 項目1 操作性 操作全般 項目1 検索機能	7~8	No. 9、15、16、51 ファンクションキーでなくとも、キーボードでの操作 (tabキー、スペースキー) が可能であれば問題ないでしょうか	標準機能はファンクションキーによる操作を求めます。
11	機能要求書 3 上下水道料金システム機能要求書 データベース管理 項目7 検針地区登録・修正	8	No. 36 基準地区に初期設定の検針員・検針基準日が登録でき、登録内容の修正ができること。 ご運用で想定されている検針基準日の用途についてご教示ください。	検針基準日はあくまで検針予定日の目安です。
12	機能要求書 3 上下水道料金システム機能要求書 操作全般 項目2 問い合わせ対応	9	No. 74 お客様からの問い合わせについては、その対応について進捗状況を管理できること。 対応に関する進捗というのは、お客様との一定のやりとり等を使用者単位にメモ欄等で登録管理ができればよいという解釈で問題ありませんでしょうか。	お見込みの通りです。

13	機能要求書 3 上下水道料金システム機能 要求書 異動入力 項目3 口座入力	10	No.120 納入方法について、口座振替、納付書送付、クレジット決済に対応していること。 クレジット決済は、具体的にどこの業者（サービス名等）を想定されているのでしょうか。クレジット決済も様々な形態が存在しますので、方針未定でいらっしゃるようであれば、費用算出が難しいと考えますが、どのような基準で金額算定すればよろしいのでしょうか。	現状、クレジット決済の導入はありませんが、今後クレジット決済の導入を決定した場合、別途システムの改修を行う予定であるため、本項目ではシステムとしてクレジット決済の機能を追加できるかという観点で判断を求めます。
14	機能要求書 3 上下水道料金システム機能 要求書 検針 項目3 処理	11	No.160 検針データ作成後、検針機器にデータを送信するまでの間にタイムラグがある場合、その間に行った開閉栓処理の情報は反映されること。 例) 閉栓中で作成されたデータに対して開栓処理がされた場合、翌日に検針機器にデータを送信した場合、最新使用者のデータで検針ができる。 検針データ作成後に開閉栓等が発生した場合に、もう一度検針データを作成しなおすことで、最新情報が検針機器に受け渡しできれば良いという理解で良いでしょうか。	お見込みの通りです。
15	機能要求書 3 上下水道料金システム機能 要求書 検針 項目3 処理	11	No.163 検針チェック時に出力される現場調査カードに、調定作成チェック一覧の連番を帳票右上に追加する。 検針データチェック時に出力される現場調査カードとはどういうものか、具体的にご教示ください。また、調定作成チェック一覧の連番とは、どういうものか、ご教示ください。	現場調査カードは、対象者の顧客情報、検針時のエラー内容及び過去の使用状況を表示し、担当者が現場調査の内容を記載し、報告書として活用するための書類です。連番とは、チェックリスト抽出時に附番された番号であり、リストと現場調査カードとを突合し進捗を管理するための番号です。
16	機能要求書 3 上下水道料金システム機能 要求書 検針 項目4 検針機器	13	No.211 高齢者見守りなど、現場で確認を行うべき対象者をあらかじめ職員が画面で登録し、実施結果を検針員が検針機器で入力できること。 また、入力もれを防ぐためあらかじめ登録された使用者の見守り結果が未入力の場合は警告メッセージを出力すること。 現地確認結果を検針員が入力とのことですが、こういった入力形式（あらかじめ準備した選択肢から選ぶ、自由記述等）を想定されているのでしょうか。	自由記述を求めます。

17	機能要求書 3 上下水道料金システム機能 要求書 請求事務 項目2 画面	13	No. 236 口座制使用者の未納調定に対し、オンライン画面から個別に口座随時請求指示を行えること。 口座随時請求指示というのは、定例で作成している口座振替依頼データの中に、特定の未納調定を含ませることができるものという理解で間違いはないでしょうか。	お見込みの通りです。 現状、前回振替不能分及び前回の月例から今回の月例までに中止となった調定を含めています。
18	機能要求書 3 上下水道料金システム機能 要求書 請求事務 項目3 処理	14	No. 253 口座振替はデータ伝送による口座振替依頼に対応できること。 伝送処理は金融機関別に行い、一般職員が容易に操作可能で、送受信件数のチェックや2重受信時の警告などの操作ミス対策が施されていること。 また、スケジュールによる自動伝送にも対応すること。 一般的に伝送は、金融機関側が準備した伝送システムまたは専用サイトに、対象ファイルをアップロードするような形式と思われます。水道料金システムとして関係するのは受け渡すデータを作成するところまでであり、その先は、金融機関側の仕組みと考えますが、いかがでしょうか？	現状、システムから口座振替のデータを同一形式且つまとめて出力し、口座振替データ伝送業務を委託業者経由で各金融機関へ振替を依頼しています。 今後、各銀行へ直接依頼することとなった場合、別途システムの改修を行う予定であるため、本項目ではシステムとして伝送処理機能を追加できるかという観点で判断を求めます。なお、送受信件数のチェックや2重受信時の警告などの操作ミス対策については標準機能で求めます。
19	機能要求書 3 上下水道料金システム機能 要求書 請求事務 項目3 処理	14	No. 260 何らかの理由により請求されていない調定の明細リストを出力できること。 また、請求処理前に請求対象者一覧と何らかの理由で請求されていない対象外者一覧の出力ができること。 「請求処理前に請求対象者一覧と何らかの理由で請求されていない対象外者一覧の出力」とありますが、何らかの理由で請求されていない対象については、請求処理前の時点ではわからないので、請求処理前ではなく請求処理後に未請求で残っているものをリストアップできれば良いという理解で良いでしょうか。	本項目における請求処理前とは、月例処理後、口座振替のデータ及び納付書の作成前を指し、何らかの事情（納付書の事前発行、充当予定等）により請求対象外となった案件の最終チェックを行うものです。
20	機能要求書 3 上下水道料金システム機能 要求書 収納事務 項目1 画面	14	No. 270 オンライン画面から使用者を特定後、還付・充当処理ができること。 また、充当還付処理画面にて「還付方法」で「還付」「充当」どちらを選択したとしても「還付」として処理を行い、請求書を発行しOCRで消し込むことで現行と同様の運用で充当処理ができること。 ここでいう請求書とは、どのようなものでしょうか。	納付書です。

21	機能要求書 3 上下水道料金システム機能 要求書 収納事務 項目1 画面	15	No. 276 還付通知書や充当済通知書を使用者に発行できること。 還付通知書及び充当通知書について、様式のご指定はありますでしょうか。	水道事業で定める様式の指定があります。
22	機能要求書 2 上下水道料金システム機能 要求書 滞納整理 項目6 延滞金	17	①No355「延滞金を含めて請求及び収納ができること」とありますが、延滞金を計算した後に、未請求の上下水道料金の請求書に合算し、延滞金を請求している認識でよろしいでしょうか。それとも延滞金だけの請求書を別で発行しているのでしょうか。 ②No358「延滞金計算後に、延滞金が△△円未満の場合は、延滞金徴収の対象外にできること」とありますが、計算をして発生させるが徴収しない延滞金がある認識でよろしいでしょうか。 ③上記②に関連し、延滞金の未収管理は料金システム側で行っていますでしょうか。例；延滞金の督促状を出力している等	①お見込みの通りです。現行システムでは延滞金だけの請求書を個別に発行しています。 ②現状、対象案件に対し計算後、千円未満切り捨てにより延滞金を発生させない処理としています。 ③督促状の発行及び収納率管理等の未収管理は行っていません。
23	機能要求書 3 上下水道料金システム機能 要求書 滞納整理 項目6 延滞金	17	No. 356 延滞金の情報を、画面で参照できること。 延滞金の画面参照が可能となるタイミングについて、延滞未収金に対する支払いが発生し、起算日からの日数が確定した時でしょうか。	お見込みの通りです。
24	機能要求書 4 給水システム機能要求書 給水システム 項目2 工事台帳管理	18	No. 7 台帳情報画面では申請者情報、所有者情報、工事情報が確認できること。 また、「ファイリング」ボタンを配置し、画面への遷移を行うようにすること。 「ファイリング」ボタンを押下すると共有フォルダに展開し、各情報ファイルが閲覧できるというイメージでよろしいでしょうか。	標準機能では、台帳情報画面から「ファイリング」ボタンを押下すると、お客様番号等の管理番号で紐付けされた画像ファイルがサーバー所定箇所から抽出され、システム上から一覧で確認することができ、項目を選択し画像データを閲覧又は保存できる機能を求めます。
25	機能要求書 5 公営企業会計システム共通 事項機能要求書 項目3 ユーザーインターフェース	20	No. 15 GUI（グラフィカル・ユーザ・インタフェース）であること。 但し、マウスだけではなく、ファンクションキーでも操作が可能であること。 ファンクションキーでなくとも、キーボードでの操作（tabキー、スペースキー）が可能であれば問題ないでしょうか。	標準機能はファンクションキーによる操作を求めます。

26	機能要求書 5 公営企業会計システム共通 事項機能要求書 項目6 データ移行	21	No. 37 会計システムについて本稼働開始日までの全データについて移行を行うこと。過去に遡って例月監査資料が新システムで作成可能であること。(※)日々の伝票データを含めて全てのデータを移行すること。過去データの参照複写を可能にすること。) <p>基本仕様書では「伝票イメージ等参照可能であれば可とする。」とありますが、ここでは、参照複写を可能とする過去伝票は何年分を想定しているのでしょうか。</p>	別冊、基本仕様書10P (4) に記載の過去5年分を求めます。
27	機能要求書 6 公営企業会計システム機能 要求書 起債管理業務 項目1 公債台帳登録	26	No. 167 自動償還計算により、迅速に年次表の登録ができること。 年次表とは、どのような表かご教示ください。	各年度に支払う元金及び利息の支払額が表示された表です。